

太陽光発電設備等を設置された方へ

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産を所有している方に課税されます。

償却資産とは、会社や個人の方が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の**事業の用に供することができる資産**で、構築物や機械装置、工具、器具及び備品等をいいます。

遊休地や家屋の屋上スペース、屋根等に太陽光発電設備を設置した場合も、この償却資産に該当し、固定資産税の課税対象となる場合があります。

(1) 申告が必要となる方

設置者	申告が必要となる場合
個人	住宅や土地に設置した太陽光発電設備を事業の用に供している場合は、償却資産として申告の対象となります。余剰売電であっても、 発電出力10kw以上の設備は、売電事業用の資産となります ので申告が必要です。
個人 (個人事業主)	店舗やアパート、農業など事業を行う方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となります。売電されているいにかかわらず償却資産としての申告が必要です。(Kw数は問わず)
法人	kw数を問わず、事業用の資産 となりますので、申告が必要です。

(2) 償却資産と家屋の区分

太陽光発電設備 の設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計 等
家屋に一体の建材（屋根材等） として設置	家屋		償却資産			
架台に乗せて屋根に設置	償却資産					
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を 満たしていない構築物等）に設置	償却資産					

(3) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準額の特例について（わがまち特例）

平成28年4月1日以降に取得された「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けて取得した太陽光発電設備（同時に設置する専用架台、集光装置、制御装置等を含む）について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準額が3分の2になります。

- 「再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助」を受けた**自家消費型太陽光発電設備**。
- 平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得した資産であること。

※課税標準の特例を受ける場合は「**一般財団法人 環境共創イニシアチブ**」が発行した「**再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書**」の写しが必要となります。

<問い合わせ先> 甲府市役所 資産税課 家屋係 電話055-237-5426（直通）